

工 事 概 要

工事延長				m	20.8
コンクリートブロック積	m2	50	小口止コンクリート	m3	3
石積工（雑工（取付工））	m2	19	場所打擁壁工（根継工）	m3	4
構造物撤去工	式	1	仮設工	式	1

施 工 理 由

本工事は、過去の災害により崩落した護岸の補修工事を行うものである。					
-----------------------------------	--	--	--	--	--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2025年7月	
歩掛適用年月	2025年7月	
基準適用年月	2025年7月	
単価地区	2602:Ⅱ地区	
調整区分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	01:河川工事	
施工地域等補正	補正無し（地方部 施工場所が一般交通等の影響を受けない場合）	1.0
ICT施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	4週8休以上(通期)	1.02
現場管理費		
施工地域等補正	補正無し（地方部 施工場所が一般交通等の影響を受けない場合）	1.0
ICT施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	4週8休以上(通期)	1.03
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価 [円]	施工費 (諸雑費込) 等の区分	備考
河川土工	残土処理工	残土等処分			m3	3,000	処分費	
法護岸工	作業土工 (参考数量) コンクリートブロック工(コンクリートブロック積)	埋戻しコンクリート	コンクリート規格:21-8-20(高炉)		m3	46,100	材工共	小型車割増
		均しコンクリート 型枠含む	コンクリート規格:21-8-20(高炉),敷 厚:10cm		m2	5,629	材工共	小型車割増
		現場打小口止コンクリート	コンクリート規格:生コンクリート各種		m3	82,560	材工共	21-8-20(高炉)、 小型車割増
		コンクリート(間知)ブロック積	ブロック規格:ニューストーンポーラス 型(同等品以上) 控35cm		m2	33,030	材工共	21-8-20(高炉)、 小型車割増
		ベールラインコンクリート	コンクリート規格:21-8-20(高炉)		m	1,313	材工共	小型車割増
		現場打天端コンクリート	コンクリート規格:各種		m3	75,930	材工共	21-8-20(高炉)、 小型車割増
	石積(張)工	石積 雑工(取付工) 野面石	石材種類:玉石		m2	26,750	材工共	
		胴込・裏込コンクリート 雑工(取付工)	コンクリート規格:各種,コンクリート規格:21- 8-20(高炉)		m3	44,930	材工共	小型車割増
擁壁護岸工	場所打擁壁工	コンクリート 根継工	コンクリート規格:21-8-20(高炉)		m3	46,890	材工共	小型車割増
仮設工	工事用道路工 (参考数量)	工事用道路盛土	施工幅員:2.5m以上4.0m未満		m3	7,975	材工共	山土(盛土用良質 土)、表土、最大 粒100～150mm
		土のう 耐候性大型土のう 製作・設置・撤去 廃プラ処分	大型土のう規格:容量1m3		袋	13,440	材工共	耐候性大型土のう(2.0t 用)Φ110×110cm、短期 仮設(1年)対応
			土のう袋・耐候性大型土のう袋		kg	60	処分費	
	仮水路工 (参考数量)	掛樋 損料(3ヶ月未満) 設置・撤去	高密度ポリエチレン管(ダブル) φ600		m	10,310	材工共	損耗率45%
共通仮設費	技術管理費	土質調査費	サンプリング採取及び分析調査費		式	130,000	調査費	管理費区分9

設計内訳書（本01）

工事名	河川維持補修工事（田尻谷川）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 築堤・護岸	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
築堤・護岸		式	1				
河川土工		式	1				
掘削工		式	1				
掘削	土質:土砂, 施工方法:上記以外(小規模), 施工数量: 小規模(標準)	m3	10				
掘削 根継前	土質:岩塊・玉石, 施工方法:現場制約あり	m3	1				
積込(ルーズ)	土質:土砂, 作業内容:小規模(標準)	m3	130				
残土処理工		式	1				
土砂等運搬	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	130				
残土等処分		m3	130				
法覆護岸工		式	1				
作業土工 (参考数量)		式	1				
床掘り(掘削)	土質:岩塊・玉石	m3	6				
埋戻しコンクリート	コンクリート規格:各種, コンクリート規格:21-8-20(高炉)	m3	2				

設計内訳書（本01）

工事名	河川維持補修工事（田尻谷川）					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 築堤・護岸	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
コンクリートブロック工(コンクリートブロック積)			式	1				
均しコンクリート 型枠含む		コンクリート規格:21-8-20(高炉),敷厚:10cm	m2	5				
現場打小口止コンクリート		コンクリート規格:生コンクリート各種	m3	3				
コンクリート(間知)ブロック積		ブロック規格:ニューストンポーラス型(同等品以上) 控35cm	m2	50				
胴込・裏込材(砕石)		砕石規格:再生砕石 RC-40	m3	23				
目地板 小口止コンクリート		目地板の種類:瀝青繊維質目地板t=10	m2	6				
ペーラインコンクリート		コンクリート規格:各種,コンクリート規格:21-8-20(高炉)	m	10				
現場打天端コンクリート		コンクリート規格:各種	m3	1				
石積(張)工			式	1				
石積 雑工（取付工） 野面石		石材種類:玉石	m2	19				
胴込・裏込コンクリート 雑工（取付工）		コンクリート規格:各種,コンクリート規格:21-8-20(高炉)	m3	5				
裏込材 雑工（取付工）		裏込材規格:再生クラッシュラン RC-40	m3	9				
擁壁護岸工			式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	河川維持補修工事（田尻谷川）					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 築堤・護岸	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
場所打擁壁工			式	1				
コンクリート 根継工		コンクリート規格:各種, コンクリート規格:21-8-20(高炉)	m3	4				
型枠 根継工 (参考数量)		型枠の種類:一般型枠	m2	9				
構造物撤去工			式	1				
構造物取壊し工			式	1				
コンクリート構造物取壊し 既設ﾌﾞﾛｯｸ積		構造物区分:無筋構造物, 工法区分:機械施工	m3	13				
運搬処理工			式	1				
人力積込 既設土のうち詰土		土質:コンクリート塊	m3	7				
殻運搬 既設土のうち詰土		殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	7				
殻運搬 既設ﾌﾞﾛｯｸ積		殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	13				
殻処分 既設ﾌﾞﾛｯｸ積・既設土のうち詰土		殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	20				
仮設工			式	1				
工事用道路工 (参考数量)			式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	河川維持補修工事（田尻谷川）					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 築堤・護岸	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
工事用道路盛土		施工幅員:2.5m以上4.0m未満	m3	50				
土のう 耐候性大型土のう 製作・設置・撤去		大型土のう規格:容量1m3	袋	70				
廃プラ積込運搬		土のう袋・耐候性大型土のう袋	kg	192				
人力積込 廃プラ処分		土のう袋・耐候性大型土のう袋	kg	192				
土留・仮締切工			式	1				
土のう 既設土のう 撤去			袋	326				
仮水路工 (参考数量)			式	1				
掛樋 損料（3ヶ月未満） 設置・撤去		高密度ポリエチレン管(ダブル)φ600	m	45				
交通管理工			式	1				
交通誘導警備員		区分:交通誘導警備員B	人日	60				
直接工事費			式	1				
共通仮設			式	1				
共通仮設費			式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	河川維持補修工事（田尻谷川）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 築堤・護岸	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
技術管理費		式	1				
土質等試験費	サンプル採取及び分析調査費	式	1				内 1号
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 1号	土質等試験費		サンプル採取及び分析調査費					
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
	土質等試験費(一式入力)		式	1				
	合計							

特記仕様書（個別工事編）

工事名 河川維持補修工事（田尻谷川）

工事場所 京都市右京区京北細野町二ツ橋 地内

1 一般事項

第1-1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和6年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和6年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）」の仕様書、様式等」参照
請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)

第1-2条（受注者希望方式による「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>)に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評価の審査項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」（4週8休以上であることを明記すること）である旨を明示すること（様式不問）。

第1-3条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照 (<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>)

2 現場条件に関する事項

第2-1条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 本工事箇所はオオサンショウウオの生息地域であり、絶滅危惧種とされていること等から、施工時に配慮するものとし、また本工事と並行して行う京都市特別天然記念物オオサンショウウオ保存事業（天然記念物再生事業）に協力すること。
- 2 本工事は河川工事であり非出水期（10月16日～6月15日）に行うものであるが、上桂川漁業協同組合から、10月中旬はアマゴの産卵期であり11月以降の着手、また3月中旬はアマゴ釣りが解禁となり本工事箇所は放流箇所でもあるため、3月中旬以降の施工がないよう調整する必要がある、限られた現場作業になることを十分留意して計画的に施工すること。
- 3 本工事での再生砕石（RC-40）は、すべてC o塊再生品（CRC-40）とする、もしくは再生材にしないこと（C-40）。ただし、再生材にしない（C-40）場合は材料承認とし設計変更の対象としない。
- 4 本工事での殻運搬・殻処分の既設土のうち詰土については、既設土のうち詰土にセメント25%が混入しており、雨水等にて水和反応を起こして通常の水量ではないが、成分としてはモルタルと同じであるため、C o塊（無筋）にて運搬処分としている。
- 5 任意仮設であるが、仮設工の工事用道路盛土等について、隣接する上下水道局細野浄水場の集水に影響が生じる可能性があるため、上下水道局との協議次第で、工事用道路盛土等の位置が変更となっても柔軟に対応すること。なお、協議の結果、別の仮設工にする等の変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。
- 6 本工事での掘削、床掘、構造物取壊しにより発生する岩、石については現場から搬出等せず、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」の考え方を参考にし、河岸・水際部に寄石を行うものとする。
- 7 なお、上記の観点を踏まえた施工を行い、後片付けをしっかりと行う等、現場を極力汚さないよう十分注意すること。
- 8 本工事は、現場状況から基礎は岩着構造と考えているが、掘削した結果、岩ではないことが判明した場合は、通常の基礎コンクリート構造へ変更し、また、根入れを0.5mより深くする必要があり、それに伴いブロック積天端の地盤高が変わってくる等の変更が生じるため、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。
- 9 施工箇所で湧水が出た場合は、ただちに監督職員に報告のうえ、監督職員の指示に従うこと。

第2-2条（支障物件等）

本工事区間内の支障物件は下表のとおりである。受注者は各企業との連絡を十分行うこと。

支障物件	管理者	位置	企業者との協議	移設期間	工事方法	立会
電線	関西電力	No. 1+3.00 ~ No.2+6.00	未		防護（予定）	不要

第 2－3 条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配 置 場 所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編 成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
工事起終点	2 名	交通誘導警備員 B 2 名	昼 間	無

第 2－4 条（騒音振動対策）

本工事では、舗装版破碎及び構造物とりこわし等において、騒音振動対策は不要とする。

3 監督職員の確認に関する事項

第3-1条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料

材 料・製 品	備 考
プレキャストコンクリート製品 （JIS I 類、JIS II 類含む）	「品質管理基準及び規格値」 （区分・項目・方法・頻度）

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品
（「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外）

工種・種別等	細 別	材 料・資 材・製 品
石積工	石積	野面石 控 350 II 地区（京北）

第3-2条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第3-3条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認

工種-種別等	細 別	確 認 時 期
河川土工・掘削工 法覆護岸工・作業土工	掘削・床掘り（掘削）・ 埋戻しコンクリート	土（岩）質の変化した時 床掘掘削完了時 埋戻し前
法覆護岸工・ コンクリートブロック工	均しコンクリート	設置完了時

4 建設副産物に関する事項

第4-1条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」（最終改正平成16年4月1日実施）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
コンクリート塊 （無筋）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 右京区京北下弓削町神楽田 1-1、1-3・2 株式会社京北土木	設計運搬距離 L=9.6Km
廃プラスチック類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市南区上鳥羽卯ノ花町 35 株式会社K E C	設計運搬距離 L=29.7km

2 建設発生土が発生する場合の対応（指定地処分）

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時まで監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設計変更の対象とする。

<建設発生土>

建設副産物	受入場所	備 考
建設発生土	（指定地処分）株式会社グリーンランド京北 京都市右京区京北細野町北谷 31	設計運搬距離 L=3.8km

上表の受入場所は、「京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」第10条に基づく土地の埋立等の許可を受けているため、建設発生土の搬出開始前に土壌調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壌分析結果証明書（計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類（測定方法を明示したもの））

- (1) の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

なお、土砂条例の規定による許可を受けるに当たり必要となる書類は、許可申請の窓口（京都市環境政策局環境保全創造課）に適宜確認して作成及び提出するものとする。

※ 受入場所への建設発生土の搬出に当たり必要となる書類は、京都市環境政策局環境保全創造課のホームページからダウンロードできる。

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000323404.html>)

※ 様式がない資料の記載方法について不明な点がある場合は、環境政策局環境保全創造課に問い合わせること。

3 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設の中から積算上の2番目以降の受入地（以下、「積算受入地」という。）を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地（以下、「提案受入地」という。）を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

第4-2条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（最終改定令和4年6月17日）（以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

工 程	作業内容	分別解体等の方法
①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
③基礎工（杭基礎等）	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
⑥その他（ ）	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地

- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第5-1条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の30日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の10日前までに提出すること。

第5-2条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。
システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。
- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。
なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第5-3条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

- 1 目的
本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。
- 2 実施内容
 - （1） 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施
ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。
イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。
なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。
 - （2） 効果の検証
遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。
 - （3） 費用
遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。
なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。
また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第5－4条（「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

京北・左京山間部土木みどり事務所管内図

箇所図(広域)

この図は、京北・左京山間部土木みどり事務所の管内を示す広域図である。図の中心には、京北・左京山間部土木みどり事務所の管内が示されている。この管内は、京北・左京山間部土木みどり事務所の管内に属する。図の中心には、京北・左京山間部土木みどり事務所の管内が示されている。この管内は、京北・左京山間部土木みどり事務所の管内に属する。図の中心には、京北・左京山間部土木みどり事務所の管内が示されている。この管内は、京北・左京山間部土木みどり事務所の管内に属する。

本工事施工箇所

箇所図

